

# 安城更生病院 共同利用病床運営規程

愛知県厚生農業協同組合連合会

安城更生病院

平成 22 年 4 月 1 日 制定

## 【目的】

第 1 条 この規程は、安城更生病院（以下「当院」という。）が有する共同利用病床の運営に関わる事項を定めるものとする。

## 【共同利用病床】

第 2 条 本規程における共同利用病床とは、別に定める「安城更生病院 共同利用規程」第 3 条に規定する共同利用病床を指す。尚、共同利用病床は共同診療を目的とした病床であり、5 床設置することとする。

## 【診療】

第 3 条 共同利用病床に入院中の患者の治療方針は、原則として当院主治医が決定する。但し、決定に際しては必要に応じ利用医師と十分協議し、お互いの齟齬がないように努める。

2. 入院患者の直接の診療行為は当院主治医が行い、その責任を負う。
3. 利用医師は、患者の同意のもと、当院の各診療科責任者もしくは主治医の了解を得て、紹介患者の検査、手術、カンファレンス等に立ち会うことができる。

## 【患者の入院・退院】

第 4 条 当院以外の該当病床の利用を依頼する医師（以下、依頼医師とする）が、自己の診察した患者を共同利用病床に入院させようとするときは、「診療情報提供書」に入院の必要性を記載して提出する。

2. 当院の医師は、速やかに患者を診察し、状態の確認を行う。その上で、入院を前提とした院内における諸手続きを行う。但し、医学的に入院加療を必要としない場合や、やむを得ない事情で入院させられない場合は、速やかにその旨を依頼医師に連絡することとする。
3. 休日および時間外の緊急入院時も同様の扱いとする。
4. 退院の決定は、主治医及び当院の当該診療科責任者が行なう。
5. これら入退院に関わる運用については、基本的に当院の諸規程に順ずる。

## 【空床】

第 5 条 共同利用病床は、当直開始時（午後 5 時）に空床調整を行い、紹介患者の受け入れに備える。

**【運営に関する協議】**

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び共同利用病床の効率的かつ円滑な運営をはかるための協議は、安城更生病院「地域医療支援病院運営協議会」で行う。

(付則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。